

安心して気持ちよく生活するために

学校は学ぶ場です。一人一人が自分の良さを伸ばしながらよりよい成長を目指して生活をするには、全ての児童が安心して安全に生活できる環境を整えることが重要です。柳津小学校をいじめがなく伸び伸びと過ごせる思いやりにあふれた学校にするために、自分自身が満足し、相手のことも認め、つながりながら、よりよいものを生み出す一人一人の心構えと環境を作るために、次に示している生徒指導規程があります。その内容について、意見等があった場合には、遠慮なく申し出てください。話し合いの中で、より本来の趣旨に合ったものに改正していきます。

せいとしどうきてい 生徒指導規程

だい しょう そうそく 第1章 総則

第1条 この規程は、本校の教育目標（「進んで学び、豊かな心でたくましく生きる子ども（心構え）」）を達成するために、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めたものです。

（心構え）

第2条 一人一人が平等であるという大原則と自分や自分たちに関することを自らの責任において取り組むという自治の気持ちを大切にしましょう。

- ・自分自身を大切にし、役割を自覚しながらやるべきことに向かい、力を伸ばしましょう。
- ・相手の思いや立場の違いを認め、お互いがより満足する方向を目指し経験を重ねましょう。
- ・おかしいと思ったことは表現できるなど、全ての人が表現できる雰囲気をつくりあげましょう。

だい しょう がっこうせいかつ かん 第2章 学校生活に関すること

（いじめ）

第3条 学校は、いじめが発覚した時には、保護者と連携し被害児童を全力で守ります。

（授業）

第4条 授業の妨害や抜け出し、周りの子の学習の妨げになることはせず、学びを楽しむ習慣を身につけましょう。また、学校に入ったら、下校まで学校から出てはいけません。

(服装)

第5条 校内外の学習活動及び登下校(休業日)の際は、学校が定める制服を正しく着用すること。

(1) 冬服 11月～3月(4月と5月は移行期間)

- ・半ズボン(濃紺)、折スカート(濃紺)及びイートン、白のポロシャツ・カッターシャツ・ブラウス、ベスト・セーター(紺・黒・灰色)は必要に応じて
- ・防寒着(手ぶくろ、マフラー、ジャンパー等)は、登校時のみ着用

(2) 夏服 6月～9月(10月は移行期間)

- ・半ズボン(濃紺)・折スカート(濃紺)及び白のポロシャツ・カッターシャツ・ブラウス

(3) その他

- ① 登下校時には、通学用黄帽子を着用する。
- ② 靴は、運動靴またはマジックテープ靴(白色で運動に適したもの)
- ③ 靴下は、白・紺・黒で無地のもの(くるぶしが隠れるタイプ)
- ④ 室内ではスクールシューズを着用する。
- ⑤ 校内では名札をつける。
- ⑥ シャツはズボンやスカートの中に入れる。
- ⑦ 次のことを禁止する。
 - ・口紅(色つきリップクリームを含む)、マスカラ等の化粧類
 - ・マニキュア等の爪や皮膚への装飾
 - ・ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、カラーコンタクト等の装身具一切
 - ・眉毛のそり落とし

(頭髪)

第6条 目や襟にかからない、さっぱりとした小学生らしい髪型とする。特に、髪が長い場合は括るようにすること。また、目の横に垂れる髪はピンでとめる。(髪を括る場合は帽子がかぶれるように工夫する)その際、使用するゴムや髪留めは紺・黒・茶にすること。

- ・自然なままとし、染色、剃り込み等を禁止する。

(持ち物)

第7条 学習や学校生活に必要なものは持って来ない。

(携帯電話)

第8条 携帯電話の持ち込みは、次の場合を除いては、すべて禁止とする。

事前に保護者から学校長に許可申請が提出され、許可された者。ただし、学校内では登校後すぐに担任等に預ける。

(その他)

第9条 学校の決まりや約束、法規・法令に違反する行為や学校が教育上指導を必要す

ると判断した行為等があった場合、特別な指導を行います。

- ・学校に持ち込んではいけないものを持ちこんだ場合には、学校が預かり保護者への協力をお願いします。
- ・学校のものを意図的に壊した場合は、保護者負担で修理・修繕を依頼します。

第3章 特別な指導に関すること

第10条 次の問題行動を起こした児童で、教育上必要と認められた場合は、特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
- (2) 本校の規則等に違反する行為
 - ① いじめ
 - ② 授業妨害、授業エスケープ
 - ③ 登校後の無断外出・無断早退（8時20分までに原則登校班で登校する）
 - ④ 指導に従わないなどの指導無視及び暴言等
 - ⑤ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

第11条 特別な指導は次のとおりとする。

- (1) 形態
 - ① 説諭：問題行動の善悪について、事実に基づいて児童が理解できるように話をする。
 - ② 別室反省指導：反省、謝罪、改善目標を自己決定させていきます。
 - ③ 授業反省指導：日々の目標を確認し、改善目標を評価していきます。
 - ・内容、必要に応じて、関係機関とも連携します
- (2) 実施
特別な指導をした場合には、保護者に必ず連絡をします。また教育上必要と考えた場合、保護者に来校を求めます。
- (3) 別室指導
 - 1 担任から指示された学習に静かに取り組む。
 - 2 別室指導の終了時期は、自教室に戻り、通常に授業に臨めると判断されるまで。
 - 3 自教室に戻ることが難しいと判断される場合、あるいは別室指導が長時間にわたる場合は、保護者連絡し、保護者の了解のもとで次の対応策を講じる。
 - 4 特別な指導期間中にある学校行事等諸行事への参加は、別途協議します。

第4章 附則

本規程の施行は、次の通りとする。

- ・2012年（平成24年）4月1日より施行
 - ・2014年（平成26年）4月1日より施行
 - ・2015年（平成27年）4月1日より施行
 - ・2018年（平成30年）4月6日より施行
 - ・2019年（平成31年）4月1日より施行
- 【第4章の第2条を一部修正】
【一部削除】
【一部改正】
【改正】